

第134回南極地域観測統合推進本部総会 議事次第

〔 日 時 平成21年6月19日（金）14:00～16:00 〕
〔 場 所 文部科学省旧文部省庁舎6階 第2講堂 〕

I 開 会

II 南極地域観測統合推進本部副本部長（文部科学事務次官）あいさつ

III 議 事

《報告事項》

1. 各委員会等の審議状況について
2. 第32回南極条約協議国会議（ATCM）の概要について
3. 第49次南極地域観測隊越冬隊報告
4. 第50次南極地域観測隊夏隊報告
5. 平成20年度交換科学者、外国共同観測派遣報告
6. 第50次南極地域観測隊越冬隊の現況について
7. 新「しらせ」の就役について
8. CH-101型航空機の準備状況について
9. 新「しらせ」の第52次輸送計画について
10. 南極地域観測第Ⅷ期計画の第一次案について
11. 平成21年度南極地域観測事業関係予算の概要について

《審議事項》

1. 南極条約第7条5に基づく事前通告のための電子情報交換システム（EIES）について
2. 第51次南極地域観測実施計画について
3. 第51次南極地域観測「しらせ」行動計画について
4. 第51次南極地域観測隊員について
5. 第52次南極地域観測計画について
6. 先代「しらせ」の後利用について

IV その他

配布資料

- 資料 1 第 1 3 3 回南極地域観測統合推進本部総会議事概要（案）
- 資料 2 南極地域観測統合推進本部各委員会等の審議状況
（平成 2 0 年 1 2 月 1 日以降）
- 資料 3 第 3 2 回南極条約協議国会議（ATCM）概要
- 資料 4 第 4 9 次南極地域観測隊越冬隊報告
- 資料 5 第 5 0 次南極地域観測隊夏隊報告
- 資料 6 平成 2 0 年度交換科学者報告
- 資料 7 平成 2 0 年度外国共同観測報告
- 資料 8 第 5 0 次南極地域観測隊越冬隊の現況
- 資料 9 砕氷艦「しらせ」就役について
- 資料 10 しらせ主要業務予定
- 資料 11 5 1 次行動へ向けての CH-1 0 1 型航空機準備状況について
- 資料 12 第 5 2 次南極地域観測隊及び「しらせ」行動計画（素案）
- 資料 13 南極地域観測第Ⅷ期 6 か年計画（第一次案）
- 資料 14 平成 2 1 年度南極地域観測事業関係予算の概要
- 資料 15 南極条約第 7 条 5 に基づく事前通告のための電子情報交換システム
（E I E S）について
- 資料 16 第 5 1 次南極地域観測実施計画の概要（案）
- 資料 17 第 5 1 次南極地域観測「しらせ」行動計画（案）
- 資料 18 第 5 1 次南極地域観測隊の編成（案）
- 資料 19 第 5 1 次南極地域観測隊副隊長候補者（案）
- 資料 20 第 5 1 次南極地域観測隊員名簿（案）
- 資料 21 第 5 2 次南極地域観測計画の概要（案）
- 資料 22 先代「しらせ」の後利用に係る再公募について（案）

参考資料

- 参考 1 南極地域観測統合推進本部構成員の前回総会(H20.12.1)以降の異動
- 参考 2 南極地域観測統合推進本部構成員

第 1 3 3 回南極地域観測統合推進本部総会議事概要 (案)

1. 日 時 平成 2 0 年 1 2 月 1 日 (月) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
2. 場 所 明治記念館 2 階 蓬莱の間
3. 出席者
- | | | |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 副本部長 | 銭谷 眞美 | 文部科学事務次官 |
| 委 員 | 小牧 和雄 | 国土地理院長 (代理: 小出正則企画部長) |
| | 平木 哲 | 気象庁長官 (代理: 中代計画課総括課長補佐) |
| | 岩崎 貞二 | 海上保安庁長官 (代理: 加藤海洋情報部長) |
| | 橋本 しおり | 東京女子医科大学総合研究所准教授 |
| | 村瀬 信也 | 上智大学法学部国際関係法学科教授 |
| | 岩坂 泰信 | 国立大学法人金沢大学フロンティアサイエンス機構
特任教授 |
| | 齋藤 清明 | 人間文化研究機構総合地球環境学研究所教授 |
| | 本堂 武夫 | 国立大学法人北海道大学理事・副学長 |
| | 内藤 靖彦 | バイオロギング研究所 (国立極地研究所名誉教授) |
| | 野本 敏治 | 財団法人溶接接合工学振興会理事長 |
| 幹 事 | 城戸 謙憲 | 防衛省人事教育局人材育成課長 |
| | 井口 俊夫 | 独立行政法人情報通信研究機構電磁波計測研究センター長 |
| | 渡辺 泰司 | 日本学術会議事務局参事官 (審議第二担当) |
| | 田中 正朗 | 文部科学省大臣官房審議官 (研究開発局担当) |
| | 生川 浩史 | 文部科学省研究開発局海洋地球課長 |
| | 藤井 理行 | 情報・システム研究機構国立極地研究所長 |
| 佐藤 夏雄 | 情報・システム研究機構国立極地研究所副所長
(総括・研究教育担当) | |

	本吉 洋一	情報・システム研究機構国立極地研究所副所長 (極域情報担当) 第51次南極地域観測隊長 文部科学省科学官
	白石 和行	情報・システム研究機構国立極地研究所副所長 (極域観測担当)
	武井 篤	水産庁増殖推進部研究指導課長 (代理：板倉研究指導課参事官)
	安藤 昇	国土交通省総合政策局技術安全課長
	小出 正則	国土地理院企画部長 (代理：藤原国際交流室長)
	中井 公太	気象庁総務部総務課長 (代理：田代南極観測事務室長)
	土屋 知省	海上保安庁総務部政務課長 (代理：佐藤環境調査課長)
	田中 聡志	環境省地球環境局環境保全対策課長 (代理：西山環境保全対策課長補佐)
同席者	小達 恒夫	第50次南極地域観測隊長
	門倉 昭	第50次南極地域観測副隊長
	石沢 賢二	第50次南極地域観測副隊長
	工藤 栄	第51次南極地域観測副隊長
	黒木 忠広	防衛省海上幕僚監部装備部艦船課艦船班長
	勝山 潔志	水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室長
事務局	丸山 修一	文部科学省研究開発局海洋地球課課長補佐

4. 議事

- (1) 錢谷事務次官から挨拶があった。
- (2) 事務局から前回総会（平成20年7月10日）以降の本部構成員の異動について報告があった。
- (3) 事務局から議事及び配付資料の確認があった。また、前回総会の議事要録（案）について、意見等があれば12月8日（月）までに事務局へ連絡することとされた。
- (4) 「報告事項」について、以下のとおり報告された。

- ①各委員会等の審議状況について、事務局から報告があった。
- ②第30回南極研究科学委員会総会（SCAR）及び第20回南極観測実施責任者評議会（COMNAP）について、白石国立極地研究所副所長から報告があった。
- ③第27回南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）について、勝山水産庁海外漁業研究室長から報告があった。
- ④第49次南極地域観測隊越冬隊の現況について、白石国立極地研究所副所長から報告があった。
- ⑤新南極観測船「しらせ」の建造状況について、黒木防衛省艦上幕僚監部装備部艦船課艦船班長から報告があった。
- ⑥南極地域観測第Ⅷ期計画の骨子について、白石国立極地研究所副所長から報告があった。
- ⑦平成20年度南極地域観測事業関係概算要求の概要について、事務局から報告があった。

なお、「報告事項」に係る主な意見は次のとおり。

報告事項①について

本堂委員

自己点検評価よりも外部点検評価の方が高い評価がえられている事項が幾つか見られ、非常に良い成果を挙げていると思われる。

第Ⅵ期プロジェクト研究において、「南極域から見た地球規模環境変化の総合研究」という極めて大きな課題を掲げており、短期間で明快な結果が出るというものではない。このような大きな課題を掲げた時に、将来への展望が議論され、その結果を受け計画を立てている。今後は、このような大きなプロジェクトを立てた結果としてどのような方向性が見え、それが次期計画にどのようにつながったかという説明を行っていただければ、もっと理解が深まるのではないか。

報告事項③について

村瀬委員

世界では、予防原則というのが打ち出の小槌のように使われているが、生物資

源の保存問題で重要なことは、科学的な根拠に基づいた議論を行うことと、それに基づいて資源の保存と適切な利用を図るというバランスを国際的なコンセンサスとして確立していくプロセスである。その過程は大変ではあるが、今後もその方向でご尽力いただきたい。

報告事項⑤について

橋本委員

「しらせ」の観測隊員の寝室が二段ベッドであり、もう少しこの辺りの環境を良くした方がよいのではないかと。環境を整備しなければ、若手も集まらないのではないのではないかと。

報告事項⑥について

内藤委員

第Ⅷ期計画において、安全の問題が記載されているが、南極は本来安全なところではなかった。安全第一条件で行動し、新しいブレイクスルーが出来るかと言うところは気になるところである。安全は必要であるが、安全を過度にチェックしすぎると、観測活動が萎縮しすぎる危険性があるため、南極へ行くということは安全な場所に行くのではないという意識が派遣者には必要ではないかと。

本堂委員

第Ⅷ期計画は、南極域から探る地球温暖化という、まさしく今、我々が直面する課題について南極域をキーワードにしてアプローチするということであり、どの計画についても何ら異存はない。第Ⅵ期で揚げた大きなプロジェクトの課題がどのように具体化されているかという説明がされると、非常に説得力が出てくるのではないかと。

齋藤委員

第Ⅷ期でも国民への情報発信と教育活動の充実が挙げられている。例えばメディアがもっと南極に行きやすくなるような環境が必要ではないかと。NHKさんは熱心であるが、民放の番組の人も生きやすいようなシステムを作ることや、次世代の育成のために教育関係者の参加もあげられているが、子どもさんを南極に連れて行って話題を呼ぶなど思い切ったことを行ってはどうか。

岩坂委員

南極観測の中で「モニタリング研究観測」は、南極観測を進める方々がある種工夫をされて作られた概念ではないかと理解している。文章の中に「長い期間の質の高いデータの蓄積」は「地球環境変動の解明につながるだろう」、「新しい分野を切り開くのに使われるだろう」とあり、確かにそのような期待はあり得るが、さらに一步踏み込んで、このような息の長いデータを使った研究を活用するようにし向ける工夫も必要ではないか。南極に派遣する人をリクルートするだけでなく、このような蓄積度の高い高質なデータがあり、これを活用した研究に対しても、戦略的に支援する枠組みを検討していただきたい。

報告事項全体について

岩坂委員

報告事項から、大変な努力をされていることがわかるが、全体的な判断基準に甘さがあるのではないか。昔は、南極地域観測事業は皆が注目し、それほどPRしなくとも良い提案をしていただいていた。しかし、昨今様々な研究が登場し、ある意味総体的に優位性を保てなくなってきた。そのため、昔のように「こうすればみんなが来るであろう」という理解の元での全体評価書を作られていると少し不安である。例えば成果発信においても、いろいろなメディアを活用して行うことは結構であるが、重要な研究発表の場等に今までのやり方に工夫をしなければ、南極地域観測事業の求心力は保てないのではないか。求心力が昔と同じであるとの判断で計画も策定されればこの先が難しいのではないか。例えば、立派な会議を国立極地研究所主催で開催しているが、東京で開催しているだけでは弱いのではないか。国立極地研究所主催の科学面での興味深い会議や報告会等を思い切って地方で行うなどをしなければ、若手が極地に興味をもたないのではないか。一般的に南極地域観測事業の求心力が落ちているのではなく、相対的に他分野もでてきているため、同じベクトルを向いた解決策を練る必要があるのではないか。そのような点で、個々の報告事項は素晴らしいが、全体的にまだ甘い所に依存した作戦ではないかと感じる。

藤井国立極地研究所長

南極観測は50年の歴史がある。この50年の推移を見れば、日本が遠く離れ

た南極の地において、地球規模の国際的研究観測を進めてきた点は先駆的な意味があった。その後、大学の研究者、あるいは国研の研究者が地球規模で様々なところに出かけるようになり、相対的に南極の地盤沈下が起こっている。これは日本全体からみれば、南極以外にも様々な分野で色々な研究が展開されるというのは大変うれしく大事なことであると思う。

南極観測の50年の歴史の重みは非常に大事なものであり、これまで以上に国立極地研究所は大学共同利用機関としての使命を果たしていきたいと考えている。これまでの研究者個人の参加だけでなく、大学と戦略的に色々な問題を考え、ネットワークを組んで取り組んでいきたいと思っている。個々の研究者にとっても魅力的な研究所にする必要があるとともに、大学と機関連携という軸でダイナミックな研究が出来ればよいと考えている。

また、何よりもおもしろいサイエンスの発信が大事であると思っており、そういう面で新たなチャレンジを惜しみなく続けていこうと思っており、大学と手を携えて行うつもりである。そのための場として南極をより使いやすとするという意味で、第Ⅷ期中には「開かれた南極観測」の一つの方法として、南極プログラムの周辺に機動的な、あるいは迅速に手を打たなければならない研究が出てきた場合、機動的に研究観測ができるような仕組みを取り入れ、すそ野を大きく広げたいと考えている。

今まで南極観測は、非常に限られた人しか行く機会が無かった。これはいろいろな意味で仕方がないことであるが、船も新しくなり、航空機の利用も可能になった昨今の状況を踏まえ、より多くの研究者がアクセスできる仕組みを作りたいと考えている。そういう意味で、サイエンチストにとって非常に大事な場の経営を、更に工夫してチャレンジしていきたいと思っている。

野本委員

50年も南極観測を継続することは大変なことである。最初は熱い思いで、その後、定常観測なども継続しなければならない。南極観測は、専門家が納得する研究と、国家事業という一面から、報道機関、子ども達など発信先がたくさんある。その全て満遍なく行うことは難しいので、ある時期は若手研究者、ある時期は報道機関というように、各時期に目玉として焦点をあてて行われるとよいのではないかと思う。

また、様々な情報が定常的に南極から送られるようになり、この数年で従来のように南極にいないければ観測できないという研究とそうでない観測がはっきりしてきたのではないか。そういう観点からも、50年の実績をそのまま受け継ぐというのではなく、新しいインターネット時代の観測法を今後模索していただきたい。

(5) 審議事項について以下のとおり審議された。

①第50次南極地域観測隊の行動実施計画について、小達第50次南極地域観測隊長から説明があり、原案のとおり了承された。

②第51次南極地域観測隊長及び副隊長について、藤井国立極地研究所長から説明があり、原案のとおり了承された。

なお、審議事項①②については、会議終了後、記者会への発表する旨、事務局から説明があった。

「審議事項」に係る主な意見は次のとおり。

審議事項①について

内藤委員

オーストラリアの船を活用するということで大変苦勞されていることだろうと思う。オーストラリアの船を日本の南極観測船が助けているという実績もあるため、問題がないわけではないという認識のもと行っていただきたい。

(6) その他

総会終了後、壮行会を開催する予定である旨、事務局より案内があった。

— 了 —

南極地域観測統合推進本部各委員会等の審議状況
(平成 20 年 12 月 1 日以降)

○ 本部連絡会

- ・ 平成 21 年 5 月 1 日
 1. 第 51 次南極地域観測隊への同行者について
 2. 報道関係同行者の取扱い及び企画提案取材審査委員会の設置等について (附属資料 1, 附属資料 2)
- ・ 平成 21 年 5 月 27 日
 1. 「南極輸送問題調査会議」の設置について (附属資料 3)

○ 観測事業計画検討委員会

- ・ 第 14 回 (平成 21 年 3 月 17 日)
 1. 第 32 回南極条約協議国会議 (ATCM32) について
 2. 第 49 次南極地域観測隊越冬隊について
 3. 第 50 次南極地域観測隊について
 4. 第 51 次南極地域観測について
 5. 南極地域観測第 VIII 期計画について
- ・ 第 15 回 (平成 21 年 5 月 29 日)
 1. 第 32 回南極条約協議国会議 (ATCM32) について
 2. 平成 20 年度外国共同観測派遣報告について
 3. 第 50 次南極地域観測隊越冬隊の現況について
 4. 第 51 次南極地域観測について
 - ・ 第 51 次南極地域観測実施計画について
 - ・ 第 51 次南極地域観測隊について
 - ・ 第 51 次南極地域観測隊同行者について
 5. 南極条約第 7 条 5 に基づく事前通告のための電子情報交換システム (EIES) について
 6. 南極地域観測第 VIII 期計画 (第一次案) について
 7. 第 52 次南極地域観測計画について

○ 南極輸送問題調査会議

- ・ **第67回（平成21年3月26日）**
 1. 第49次南極地域観測隊越冬隊について
 2. 第50次南極地域観測隊について
 3. 新「しらせ」の状況について
 4. 新「しらせ」の氷海域諸性能試験について
 5. 第51次南極地域観測について
 6. 南極地域観測第Ⅷ期計画について

- ・ **第68回（平成21年6月4日）**
 1. 第32回南極条約協議国会議(ATCM32)について
 2. 平成20年度外国共同観測派遣報告について
 3. 第50次南極地域観測越冬隊の現況について
 4. 新「しらせ」の就役について
 5. 第51次南極地域観測「しらせ」行動計画について
 6. 南極地域観測第Ⅷ期計画について
 7. 第52次南極地域観測計画の概要について
 8. 第52次南極地域観測隊及び「しらせ」行動計画について
 9. 南極地域の航空機による輸送体制について

第 5 1 次南極地域観測隊への同行者について

1. 同行者最大枠について

- 新南極観測船「しらせ」の乗船収容人数の最大枠は、80名
- 第51次南極地域観測隊は、62名により編成予定であり、そのうち4名は往復しらせを活用しない。
- 同行者最大枠は、22名【80名－（62名－4名）＝22名】

2. 同行者編成について

- 同行者（22名）の編成は以下のとおりとする。

分 類	同 行 目 的	人 数 (予定)
氷海域諸性能試験技術者	新南極観測船の航行安全に必須な操船指針作成のための諸試験を行う	4名
交換科学者	南極条約に基づく外国の研究者	2名
教育関係者	昭和基地から衛星回線を活用したテレビ会議システムによる「南極授業」を実施する。小・中・高等学校の教員	2名
行政機関の職員、大学院学生、外国人研究者（南極条約国以外の国）、国内研究者、記録映像事業者等		9名
報道関係者	昭和基地等や南極地域に関する現地取材報道を行う	5名

南極地域観測統合推進本部 企画提案取材審査委員会の設置について

平成21年5月1日
南極地域観測統合推進本部決定

1. 趣 旨

第51次南極地域観測隊に同行する企画提案型の取材に関する審査等を行うため、南極地域観測統合推進本部（以下、「南極本部」という。）に企画提案取材審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2. 任 務

委員会は、南極地域観測事業における企画提案型取材に関し、以下の事項について審議を行う。

- (1) 企画提案型取材の審査の基本方針に関すること
- (2) 企画提案型取材の審査の実施に関すること
- (3) その他企画提案型取材に関し必要な事項

3. 設置期間

設置の日から平成21年12月末日までとする。

4. 構 成

- (1) 委員会は、学識経験を有する者をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、南極本部総会（連絡会を含む。）の議を経て決定する。
- (3) 委員は、委員長が選任する。

5. その他

- (1) 委員会は、必要がある時は、専門的事項等について他の学識経験者の協力を得ること及び参考人の意見を聴取することができる。
- (2) 委員会の会議及び会議資料は、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を除き、公開とする。
- (3) 委員長は、委員会の会議の議事概要を作成し、委員の了承を経てこれを公開する。
- (4) その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

南極地域観測統合推進本部 南極輸送問題調査会議の設置について

平成21年4月1日
南極地域観測統合推進本部決定

1. 趣 旨

南極地域観測事業の拡充、発展並びに輸送手段の発達に対応する適切な輸送のあり方について調査・検討を行うため、南極地域観測統合推進本部（以下「南極本部」という。）に南極輸送問題調査会議（以下「調査会議」という。）を置く。

2. 任 務

- (1) 「しらせ」の整備保守及び運用に関する調査検討
- (2) 航空機の活用等の新たな輸送体制のあり方に関する調査検討
- (3) その他必要な事項の調査検討

3. 設置期間

設置の日から平成23年3月末日までとする。

4. 構 成

- (1) 調査会議の委員は、学識経験を有する者並びに関係省庁及び機関に属する別紙の者とする。
- (2) 調査会議に座長を置き、南極本部総会（連絡会を含む。）の議を経て決定する。
- (3) 委員のうち学識経験を有する者は、座長が選任する。

5. その他

- (1) 調査会議は、必要がある時は、専門的事項等について他の学識経験者の協力を得ること及び参考人の意見を聴取することができる。
- (2) 調査会議の会議及び会議資料は、調査会議において非公開とすることが適当であると認める案件を除き、公開とする。
- (3) 座長は調査会議の会議の議事概要を作成し、委員の了承を得てこれを公開する。
- (4) その他調査会議の運営に関し必要な事項は、座長が調査会議に諮って定める。

(別紙)

防衛省人事教育局人材育成課長

防衛省經理裝備局艦船武器課長

防衛省經理裝備局航空機課長

防衛省海上幕僚監部防衛部裝備体系課長

防衛省海上幕僚監部裝備部艦船課長

防衛省海上幕僚監部裝備部航空機課長

防衛省海上幕僚監部裝備部武器課長

防衛省海上幕僚監部技術部技術課長

防衛省海上幕僚監部防衛部運用支援課南極観測支援班長

防衛省技術研究本部技術開発官(船舶担当)付首席主任設計官

国土交通省総合政策局技術安全課長

海上保安庁総務部政務課長

海上保安庁裝備技術部航空機課長

文部科学省研究開発局海洋地球課長

情報・システム研究機構国立極地研究所副所長(極域観測担当)

情報・システム研究機構国立極地研究所南極観測センター副センター長

(事業担当)

第 32 回南極条約協議国会議（ATCM32）概要

平成 21 年 4 月 17 日

日本代表团

1. 概観

第 32 回南極条約協議国会議は、4 月 6 日から 17 日まで米国ワシントン及びボルチモアにおいて開催された。初日の 6 日に、1959 年に採択された南極条約 50 周年及び国際極年 2007—2008 の終了を記念して閣僚級会合が行われ、我が国から日本政府を代表して橋本聖子副大臣が出席した。閣僚級会合では、「平和と科学の 50 年」を基本テーマとして、南極条約協議国及び北極評議会加盟国を代表する閣僚レベルの参加者による議論が行われ、南極の平和利用と国際協力の推進という南極条約の基本理念を再確認する「南極条約 50 周年に関するワシントン閣僚宣言」、及び国際極年の期間中に行われた観測の重要性を謳った「国際極年と極地の科学に関するワシントン閣僚宣言」が採択された。

6 日から 2 週間にわたり、南極における環境の保護、観光・非政府活動のあり方、南極における生物探査活動等について、集中的な議論が行われた。

2. 各論**(1) 南極条約協議国・北極評議会合同閣僚会合**

閣僚級会合では、ホスト国である米の呼びかけにより、「平和と科学の 50 年」を基本テーマとして、原署名国であるわが国を含め、北極評議会の加盟国の参加を得て国際極年の成果及び極地の科学の将来について意見交換が行われた。橋本副大臣は、南極条約体制の将来に対する我が国の協力の継続を確認し、我が国の北極評議会へのオブザーバー加盟に対する関心を表明した。

また、南極条約 50 周年と、国際極年と極地の科学に関する閣僚政治宣言が満場一致で採択された。

(2) 事務局長の選出

任期満了に伴い、本年 9 月に交代する南極条約事務局長の後任者の選出が行われ、独のマンフレッド・ラインケ氏（アルフレッド・ウェーゲナー極地海洋研究所上席科学官）が南極条約次期事務局長として選出された。同氏の任期は、2013 年までの 4 年間。

(3) 観光・非政府活動対策

南極における観光活動の活発化や 2007 年 11 月に発生した観光客船エクスペローラー号の沈没事故等を背景として、南極の環境保護及び航行の安全面から、観光・非政府活動に関して、これまでにない活発な協議がなされた。南極観光への取組に関する一般的原則が議論されたほか、南極を訪れる観光船の乗客数及び上陸人数に上限を設け

る内容の措置等が採択された。

また、南極海で航行する客船の構造や南極で行われるスポーツ行事のあり方等につき、今次会合で十分議論ができなかったため、次回会合までの期間に、南極条約事務局のウェブ上に設置されている電子フォーラムでも議論を続けていくことになった。

我が国は環境保護と科学活動及び観光活動の両立を基本的立場として、議論に積極的に参加した。また、次回会合までの電子フォーラムにおける議論にも積極的に貢献していく所存。

(4) 南極地域の環境保護

ペンギンやアザラシ等南極地域の動植物の殺傷等の行為と非在来種の持込みの禁止が、環境保護に関する南極条約議定書附属書ⅠⅠで規定されている。同附属書については、2001年から、主として無脊椎動物（昆虫等）を保護対象として追加することを中心に規定の見直し、再整理の議論が重ねられてきた。今次会合において各国間の立場が収れんし、無脊椎動物の保護対象への追加などの附属書Ⅱの改正が合意された。なお、魚類、オキアミ等の海洋生物種の保護・保存については、従来の整理どおり、南極条約ではなく南極海洋生物資源保存条約の管理下で実施されることが明確にされた。

また、南極条約協議国会議において指定される「南極特別保護地区」や「南極特別管理地区」に関して、新規地区指定や既存地区の管理計画改正について合意された。

(5) 南極における生物探査（バイオプロスペクティング）

2000年頃より、南極に生息する動植物の遺伝資源を活用して新薬等の製品を開発する行為について、国際的な議論が高まっている。このため、近年の南極条約協議国会議において、南極における生物探査活動のあり方について活発な議論が交わされ、今次会合でも継続して議論がなされた。生物探査活動の定義、遺伝資源の利用による利益配分等について議論がなされ、本問題は既存の南極条約体制で既に対応できていることが確認されたほか、追加的な規制の必要性などの論点については、次回会合までの期間に、電子フォーラムでさらなる意見交換を行っていくことになった。

(6) 事務局の運営

我が国の提案により、増加傾向が続いていた会議文書の翻訳費について、提出文書のページ数に上限を設ける等のルールが採択され、経費節減など会議運営の一層の効率化が図られた。

(7) 次回会合

第33回南極条約協議国会議は、2010年5月3日から14日まで、ウルグアイで開催される。

(参考)

南極条約は、1959年に採択され、1961年に発効。2009年4月現在、締約国数は47。そのうち、我が国を含む28カ国が協議国となっている。我が国は、同条約の原署名国であり、1960年に同条約を締結、協議国として、南極地域における平和の維持、科学的調査の自由の保障とそのため国際協力、軍事利用の禁止、領土権主張の凍結、環境保全と海洋生物資源の保存等の面で、積極的役割を果たしてきている。その後、1991年には環境保護に関する南極条約議定書が採択され、環境影響評価（附属書 I）、南極の動物相及び植物相の保存（附属書 II）、廃棄物の処分及び廃棄物の処理（附属書 III）、海洋汚染の防止（附属書 IV）、南極特別保護地区規定等（附属書 V）と共に1998年に発効、南極の環境及び生態系の包括的保護が進められている。

(了)